



所長コメント

今年の元旦はあいにくの曇り空であった。いつものように護国神社へ行くと、ものすごい人であった。老若男女多くの人が、おみくじを引き、一喜一憂の表情で、読み込んでいる。私もご多分にもれず、引いてみた。今年は中吉と出た。若い時は学問や恋愛に目がいったものだが、さすが還暦を過ぎて、恋愛はなからう。商売、相場に目がいく。ふむふむ…。木などにおみくじを結び付けて帰るのはどういう意味なのだろうか。大吉なら持って帰るといふ説もある。まあ、そんなことは大きな問題ではない。私は自分の戒めのために手帳に貼っておくことにしている。そうすれば、昨年のおみくじを見て、反省もできる。関与先の皆さまに災難が降りかかることなく、1年過ごせることが一番の願いです。

社長の仕事 税理士 大場史郎

「土木業者と酒屋さん」

関与先を見たとき、厳しい業種の代表だろうと思う。

土木業の発注先はほとんど国、県、市などで、公共工事がほとんどだ。民間での宅地造成など人口減少の時代ほとんどない。公共工事のメインである下水道の普及もほぼ完了し、補修維持工事以外は赤字の財政の中で、減ることはあっても増えることはない。

先日、ある関与先の社長さんからこんな声を聞いた。「松井市長になって、最低制限価格が事前公表され、ほとんどの案件がくじ引きになり、仕事を獲るのが運まかせになっている。以前の秋葉市長の時は低入札でも獲れて、なんとか企業努力でしのぐことができた。」

しかし、関与先の財務内容を見ると、低入札で獲ると大変厳しいものがある。請負工事金額から、工事原価を差し引いた売上総利益(粗利益)が15%程度しか出ない。ほとんどの企業が、社長の報酬を下げ、銀行から目いっぱい借入をして、かろうじて継続しているのが現実である。

酒屋さんも悲惨だ。その大きな要因は酒店の営業が認可制から届出制になり、大手スーパーなどでも扱うことができるようになり、定価販売の仕組みが崩れ、フリー価格になった。そのため超薄利のビジネスになった。ビール缶20本入りを売っても、100円程度のもうけである。売上総利益(粗利益)が5~10%程度しか確保できなくなった。さらに若者の酒離れ、安い焼酎や第3のビールの普及など売れない原因のオンパレードだ。

どちらの業種にも共通しているのは、

- 1 絶対に無くなりたくないが、年々市場が縮小している。
- 2 過当競争で、利益なき経営を続けなければいけない。
- 3 手元資金が底を付き始めるか、借入金が危険水準まで増えてきている。

酒屋さんでも、広島では宇品にある山田酒店のように、全国の銘酒や焼酎の蔵元とパイプを作り、低価格競争に巻き込まれず、独特の販売方法を確立しているところもある。

当然、土木業者も独自技術を持ち、他社が安易にはまねができないような経営を続けるところもあるでしょう。残念ながらそのような優良企業はほんの一部で、なかなか現実には見つけられない。

私は業者の方に言いたいのは、今のまま続けることは不可能ですよということです。穴の開いた船に乗っていて、何も手を打たないで、船と一緒に沈むのですか、それとも船の穴をふさいで入った水を必死でかき出し、デフレという嵐が過ぎるのを待つのか、更には別の船に乗り移り新天地を目指すのか。

言い方を替えれば、土木工事も酒の販売も絶対に無くなることはない業種だから、会社の固定費を削減し、過当競争で同業者が撤退し、市場に合わせた適正な数になるまで、耐え忍ぶのか。又は、他の事業を目指すのか。たとえば土木業者であれば、今注目を集めている農業に進出してみる。また酒屋さんであれば、安売りではなく、持ち込みOKのワインバーを併設してみるとか、現実に横川駅の西にこのような店で結構流行っている店があります。

経営者も高齢で跡取りもいない場合は、できるだけ出血を少なくして事業を終えることも必要です。

国の政策の金融円滑化法も今年の3月31日までの期限でしたが、一応延長されるようです。その借入金返済が猶予されている間に次の手を打たなければいけません。

皆様が困ったときに役に立ちたいのが我々です。ぜひご相談ください。

“利益相反行為（取引）って？”

Aさん：利益相反行為とか利益相反取引っていう言葉を聞くけど、この意味は？

わたし：例えば、甲と乙の間で売買契約等の法律行為をする場合、甲と乙の利益が相反することがあるんだよ。

Aさん：利益が相反するって、どういうこと？

わたし：甲と乙の一方が不利益を被る恐れや可能性があるという意味だよ。

Aさん：具体的にはどんな場合があるの？

わたし：例えば、民法では、親権者（父母）は、未成年（子）の財産に関する法律行為についてその子を代表するとされていいて、子の法定代理人なんだけど、未成年の子所有の不動産を親権者（父）に売り渡す行為は、父がその不動産を時価より安い価格で買うことが可能だから、子の利益を害する恐れや可能性がある。だから、このような売買は利益相反行為になるとして、親権者（父母）は、その子のために特別代理人を家庭裁判所で選任してもらって、その子の特別代理人と親権者（父）との間で、未成年の子所有の不動産の売買契約をしなければならないことにしてるんだよ。法は子が食物にされないよう安全ネットを置いているんだ。

Aさん：じゃあ、もし子の特別代理人を選任せずに親権者（父母）が未成年の子を代理して未成年の子所有の不動産を親権者である父に売り渡したら、その売買契約の効力はどうなるの？

わたし：判例は、その売買は無権代理行為となり、未成年の子が成年に達した後本人（その未成年であった者）の追認がない限り、無効であるとしているんだ。

Aさん：他にはどんな場合があるの？

わたし：株式会社と取締役等との利益相反取引に特に注意が必要だね。例えば、取締役所有の土地を株式会社が買い取るとか、逆に株式会社の土地を取締役が買い取る行為は、前者では不当に高値で買い取って、後者では逆に不当に安値で買って、いわゆる馴れ合い取引をして、会社（ひいては株主）に損害や不利益を与える恐れや可能性があるから、利益相反取引として、株主総会の承認、取締役会設置会社では取締役会の承認を受けなければならないと会社法に規定しているんだ。

Aさん：株主総会の承認や取締役会の承認を得られない利益相反取引の効力は？

わたし：判例は、承認のない取引は無効であるが、第三者に対しては会社はその第三者の悪意（承認のないのを知っていたこと）を証明しなければ無効を主張できないとしているよ。どんな行為が利益相反行為（取引）にあたるかの事例は数多くあって、その判断は難しいんだよ。利益相反行為（取引）だけで1冊の本があるくらいだからね。取引行為をする前に「これは利益相反になるかな？」っていうことに注意した方がいいね。

従業員は居場所を求めている

社会保険労務士 キャリアカウンセラー 田村 実

明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひ致します。

拙い文章ですが、少しでもみなさまのご記憶に残るものにして行きたいと思ひますので、今年も1年お付き合いのほどお願ひ致します。

さて、今回は新春と言うこともあり、私の日々思っていることを書かせていただきます。少しでも共感していただける部分がありましたら、幸いです。

自分自身で会社を立ち上げ運営されている経営者の方は、当然自分の会社に愛着を感じ、そこに居場所があります。しかし、従業員はどうでしょうか。ハローワークや求人案内で自らが選んだ職場ではありますが、一番は給与を得るため、そのために自分には合わない職場だと思ひながらもどうにかしがみついている方も多いのではないのでしょうか。

経営者の方からよく「従業員が会社のことを考えない」とか「もっと会社のために頑張ってもらいたい」と言う話を耳にします。居場所のない従業員にこれを求めても無理だと思ひます。経営者は従業員に居場所を作ってあげましょう。

では、どうすれば従業員に居場所を与えることができるか。それは、経営者の方が従業員を受け入れることだと私は考えます。「私は従業員を受け入れてるよ」と思われている経営者の方、よく自分を見つめてみてください。まじめに一生懸命頑張っている従業員に、9割がた

仕事をこなしているにもかかわらず、その部分に声をかけることなく、もの足りなさを感じている1割の部分ばかりに目が行きその部分を責めたりしていませんか。

もし、この9割がたできている仕事の部分を経営者の方が認めてあげ、従業員本人にそれを伝えることができるかどうか。おそらく従業員は認めてもらったことにより、「自分はちゃんと仕事ができるのかな」、「会社のためになってるのかな」といつも不安をいだきながら仕事をしている部分を拭き去ることができ、「自分のやってきたことは正しかったんだ」「会社のためになれてうれしい」と感じることはできるでしょう。そしてこの感情は、「この会社に居て頑張ろう」、「この会社には自分の居場所がある」という安心感にかわるでしょう。このように安心していい場所と会社を考えることによってそこからやっと「会社のために」とか「企業愛」というものが生まれるのではないのでしょうか。

そこで一つ言いたいのは、経営者の方に褒め上手になってくださいといっているのではありません。「認める目」、「受け入れる心」をもって頂きたいのです。

大変な不況の時代、企業の変革はいつも叫ばれているところですが、そのなかで「従業員の意識改革」であるとか「モチベーションアップ」が盛んに行われています。しかし経営者の意識を改革することが企業を再編する近道であるケースは、多々あるのではないかと思います。

勝手なことばかり書き連ね申し訳ございませんでした。

花子32歳 おおばらう



～トレンドを読む～

平成24年のトレンド

担当 大場史郎

日経ビジネス(経済週刊誌)によれば、今年のトレンドのキーワードとして次の5つが挙げられている。

1 拡家族化

東北大震災後「絆」という言葉がもてはやされた。プライバシーを重視して「核家族」ではいざという非常時に不安だ。親しい友人やご近所と互いに行き来し、もらい物などをおすそ分けしたり、作りすぎたおかずを融通する。長屋的消費が起こる。ちなみに今年のおせち料理は4～5人用がよく売れたそうだ。

2 パーソナルCSV

CSVとはCreating Shared Value(ハーバード大学のマイケルポーター教授が唱えた共益の創造という考え方)の略だ。宿泊先を探している旅行者と部屋を提供したい地域住民を結びつけたり、お使いや仕事を頼みたい人と請け負いたい人を結びつける。有償無償であれ、人の役に立ちたいと社会貢献を通じて「生きがい」を見出す人が増えている。そのような仲介者が必要となる。

3 バブルジュニア

バブル時代に青春を謳歌した世代が40代半ばになる。ボディコンワンレグでジュリアナ東京に行って踊っていた世代だ。その子供たちが10代後半から20代になる。彼らが強い発信力を出して消費を導くというのだ。私的には少子化でそんなにインパクトがないのかなあと思う。

4 LGBT

また横文字ですが、女性同性愛者(Lesbian)男性同性愛者(Gay)両性愛者(Bisexuality)そして性転換者(Transgender)の頭文字です。

米国ではLGBT市場は年間6兆円あるとのこと。まだまだ日本では市民権があるとは言いがたいですが、テレビなどでもおさまのタレントもよく見るようになり、さほど抵抗感もなくなりつつある。

家族間通話を無料にしていたソフトバンクが、このサービスを同一住所無料に変更した。

このサービスもLGBT時代の先取りといえるかも。

5 日本メーカーが脱日本製を売り込む

円高を追い風に日本メーカーが海外企業を買収している。平成23年は史上最高になるのではないかと。今度は海外の買収先企業が流行らせているものを日本に持ち込んで売るようになる。

まだ早いのではないかとと思うものもあるが、ある意味今年のトレンドになるかも知れない。

注目しておいてください。

選挙の年

今年が選挙の年である。海外では、アメリカの大統領選挙(11月)、そのほかフランス(5月)、韓国(12月)、ロシア(3月)の大統領選挙。中国でも5年に一度の共産党大会(秋)があり、次期指導部が決定される。

国内では再来年の8月が期限の衆議院選挙が恐らく今年、解散総選挙となるのではないのでしょうか。選挙の年はどうしても政治家は選挙目当ての内向きになり、大きな改革はないように思えます。

オリンピックの年

7月27日から8月12日まで、ロンドンでオリンピックが開かれる。いまさらテレビは売れないと思いますが、この期間寝不足の人が増えるかも。外食産業は多少影響がありそうです。

今年が龍が天を上るがごとく、いい年になればいいのですが。



税務 給与所得者で確定申告が必要な場合と
確定申告をすると所得税が戻ってくる場合

担当: 宮本佳依

給与所得者の大部分の方は、年末調整で所得税が精算されるため、確定申告をする必要はありません。しかし、給与所得者でも確定申告が必要な場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

給与所得者で確定申告が必要な場合

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える
 - ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
 - ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える
- ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の人は、申告は不要
- ・同族会社の役員や親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
 - ・給与について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
 - ・在日の外国公館に勤務する人や家事使用人の人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている

多額の医療費を支払った人や災害・盗難の被害に遭った人は確定申告で税金が戻ることも

- ・病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合、医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。
（実際に支払った医療費の合計額 - (1)の金額 - (2)の金額）
(1) 保険金などで補てんされる金額
(2) 10万円
(注) その年の**総所得金額等**が200万円未満の人は、**総所得金額等**5%の金額
- ・災害や盗難、横領で住宅や家財などの資産に受けた損害について雑損控除を受ける場合
(1) 資産の所有者が次のいずれかであること。
イ 納税者
ロ 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の**総所得金額等**が38万円以下の者。
(2) 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。
(事業用の資産や別荘、書画、骨とう等で1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません。)
- ・家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして住宅借入金等特別控除を受ける場合など

税務 平成23年分所得税から公的年金所得者の
確定申告手続きが簡素化されます。

担当: 小柳博美

年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書を提出する必要がなくなります。（平成23年分以後の所得税について適用されます）

ただし、次の点にご注意ください。

- 注意1・・・医療費控除を受けるなど所得税の還付を受けるための確定申告書を提出する場合は、公的年金等以外の所得金額が20万円以下でも、その所得金額を含めて申告をする必要があります。
- 注意2・・・公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要な場合でも市県民税（住民税）の申告は必要です。

申告義務のある者の還付申告書の提出期間

所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）について、申告義務のある者の還付申告書の提出期間は、その年の翌年1月1日から提出出来ることになりました。
(注) 申告義務のある者とは、その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える者をいいます。

税務 平成23年分の所得税から適用される主な改正事項

担当:春木円加

新しい年を迎え、所得税の確定申告のシーズンがやってまいりました。そこで、平成23年分の所得税から適用される主な改正事項についてご案内します。なお、平成23年分の所得税の申告・納税は3月15日(木)までです。

1. 年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました。
2. 扶養控除等が次の通り改正されました。
 - ① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました
 - ② 特定扶養親族(控除額63万円)の範囲が、年齢19歳以上23歳未満(改正前:年齢16歳以上23歳未満)の扶養親族とされました
 - ③ 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前:40万円)に引き上げられました
3. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除について、平成23年6月30日以後に住宅の新築や購入、増改築等(「住宅の取得等」といいます。)の契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その対価の額又は費用の額から補助金等の額を控除することとされました。
4. 一定の認定NPO法人又は公益社団法人等に寄附した場合には、寄附金控除(所得控除)と税額控除である認定NPO法人寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除の選択適用ができることとされました。
5. 東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金につき、寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の80%相当額とされました。また、一定の認定NPO法人又は社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて受けられる特定震災指定寄付金特別控除が創設されました。
6. 東日本大震災の被災者の方に対し、雑損控除の特例や被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等が措置されています。
7. 上場株式等の譲渡をした場合の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限が、平成25年12月31日まで延長されました。
8. 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例は、平成22年12月31日をもって廃止されました。

税務 消費税の納税義務

担当:吉國雄一郎

個人事業主、法人は、土地の売却、居住用のマンションの賃貸収入などの非課税取引を除き、事業として行った資産の譲渡や貸付け、役務の提供(いわゆる売上)について消費税の納税義務を負うことになっています。

※ 納税義務の免除

消費税には免税点が設けられており、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度の売上高が1,000万円以下の場合には、その課税期間の納税義務が免除されます。個人で自営業をされている方を例に挙げます。個人事業者の場合はその年の前々年の売上高で判断することになりますので、平成24年の2年前である平成22年の売上高で判断することになります。

この方の平成22年の売上高が1,500万円だったとします。基準となる1,000万円を超えています。したがって平成24年は消費税を納めなければいけないこととなります。納めていただく消費税は原則として、平成24年中の売上高に係る消費税額から商品仕入などに係る消費税額を控除した金額となります。

新たに事業を始めた場合には、その時点では基準期間の売上高はないため、原則として、免税事業者になります。ただし、基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が1千万円以上である法人については、免税事業者にはならない旨の特例が設けられています。

なお、免税事業者であっても届出書を提出することにより課税事業者になることを選択することができます。税制改正により、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下であっても、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

パソコン 一般編

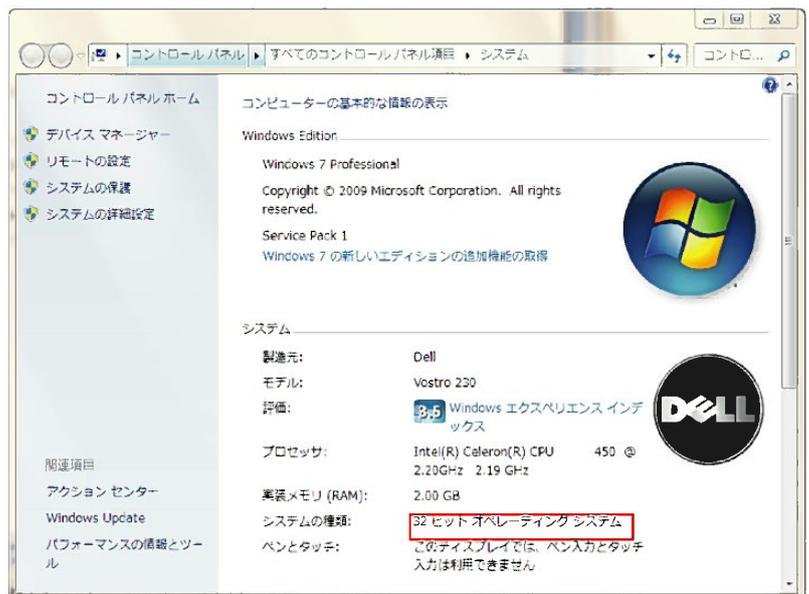
パソコンの32ビット版と64ビット版

パソコンには32ビット版と64ビット版があります。違いは、一度に処理できる情報の量です。32ビット版では2の32乗の情報を、64ビット版では2の64乗の情報を一度に処理できます。64ビット版の方が処理能力は高いと言えます。

パソコンはこれまで4ビット、8ビット、16ビット、32ビットと進化してきました。64ビットのパソコンが普及し始めたのは2008年の後半です。当初は使えない周辺機器が多かった64ビット版ですが、今では対応が進んでいます。

32ビット版では、使用できるメモリは4GBまで。それ以上の容量のメモリを挿しても、4GBを超える部分は利用できません。64ビット版では、4GBを超えてメモリを使用することが可能で、拡張性が大きいといえます。

お使いのパソコンが32ビット版、64ビット版のどちらであるかは、コントロールパネルのシステムから確認することができます。



Vista OS編

ショートカットキーを使ってスピードアップ

通常マウスで行っている作業を、キーボードを使って簡単に行う機能が「ショートカットキー」です。ショートカットキーを上手に使うと、作業のスピードを上げることができます。ウインドウズパソコンでよく使われる便利なショートカットキーを挙げてみました。

[Shift]+[→]、[Shift]+[↓] 範囲を選択します。

[Ctrl]+[A] すべてを選択します。

[Ctrl]+[C] コピーします。

[Ctrl]+[X] 切り取ります。

[Ctrl]+[V] コピー・切り取ったものを貼り付けます。

[Ctrl]+[Z] 元に戻します。

[F6] 全角ひらがな変換

[F7] 全角カタカナ変換

[F8] 半角カタカナ変換

[F9] 全角英数字変換

[F10] 半角英数字変換

[Ctrl]+[S] 文書を上書き保存します。

[Ctrl]+[P] 印刷します。

この操作は、ファイルのコピー・貼り付けでも使えますし、ほとんどのアプリケーション(例えばエクセル)の中でも使うことができます。

シンプルスピードを使ってみませんか？

担当:大場史郎

当社の会計、給与計算、更には請求書の発行はすべて**シンプルスピード**(以下**SS**と省略します)で行っております。

SSは当社で開発した全くのオリジナルソフトです。

このコーナーはより多くの皆様に**SS**を気持ちよくサクサク使っていただくことを目的に、使う上での質問の多い点、また裏技等を紹介していきます。

「**シンプルスピード**」という名前は商標登録を平成14年に三原特許事務所さんにお願ひしました。余談ですが、建設業の経営審査の評点を出すソフト「**審太郎**」も同時期に行いました。

この**SS**のコンセプトですが、

- 1 会社の経理・総務の仕事は実質稼ぐ部門ではないので、できるだけシンプルでわかりやすい方がいい。
- 2 得意先や仕入先また社員の名前などの登録は一度で済ませたい。得意先に請求を出すのも、手紙を出すのも、また売掛金を管理するのも同じ補助ファイルを使うので、訂正等があったときも一か所を直せばいい。もちろんこのファイルから年賀状のあて名印刷もすることができます。(ひと手間要りますが)
- 3 建設業などの場合、通常 見積書⇒納品書⇒請求書⇒領収書 の流れになるといいます。また 消耗品販売や役務提供などの場合、過去の請求書と同じようなものを出すことが多いと思われます。こんな場合**SS**はとても便利です。**過去の請求書を検索し、複製して回数などを替えて出す。検索は得意先の登録番号、もしわからなければ、会社名、社長の名字、更には電話番号や郵便番号などで検索できます。この検索の良さがSSの一番の売りです。**それはこのソフトがファイルメーカーというベータベースソフトからできているからです。

- 4 比較的加工がしやすいソフトなので、お客様の希望によりカスタマイズをすることが容易なことが挙げられます。但しこの場合は料金をいただくことになります。

逆に苦手な点は財務システムで残高更新が入力と同時にできないという点があります。その代わりに、特にエクセルのように保存というボタンを押さないと消えるということはありません。入力と同時に自動で行っています。

基本的に当社の関与先様は無料でお使いいただけます。どうぞ給与計算などからでも初めてみてください。

大工のゲンさん家Ⅱ



帰ってきた大工のゲンさん

おぼろ



編集後記

先日1月9日に全国各地で成人式がありました。今年もたくさんの方々を迎えられました。ただ、今年の新成人の人数は1980年以降最少だったようですね。年々新成人の数が減っていていることが残念です。いずれにしても新成人の方には夢や希望を強く持って頑張ってくださいと思います。

ちなみに、カーブが最後にリーグ優勝したのも今年の新成人達が生まれたのと同じ20年前です。新成人になった人は年々成長してきたのにカーブは・・・とまでは言いませんが、口では「今年も無理だろうな」と言いつつ「今年こそは日本一」と心の中で願って早や20年。そろそろ優勝を期待できるような結果、勢いを出して欲しいものです。昨年ソフトバンク・ホークスが優勝し盛り上がった博多の街を見て、子供の頃カーブが優勝した時は、広島もこんな感じで盛り上がってたな～と、懐かしく思いました。

野村監督今年こそは、是非ともお願いします！ 吉國雄一郎

事務所からのお知らせ

宮本佳依



新年明けましておめでとうございます。
本年もよろしく願い申し上げます。

確定申告のご準備はお早めに！

今年も確定申告の季節が迫って参りました。
平成23年分の確定申告に必要な書類は、以下の通りです。



・不動産所得

- 収入のわかるもの、帳簿等
(借借人・賃貸期間をはっきり表記してください)
- 固定資産税の納付書
- 火災保険料等の領収書(自宅分と区分する)
- 不動産所得に係る借入金の1月1日～12月31日の返済明細
- 領収書綴(修繕費等に係るものなど)

・事業所得

- 平成23年1月1日～12月31日までの仕事に関する銀行通帳のコピー
- 経費等のわかる領収書綴
- 売上のわかる請求書綴
- 事業用の借入金の1月1日～12月31日の返済明細書
- 売掛金の期末残高(1年以上未収の場合、貸し倒れで落とすことができます)
- 買掛金の期末残高
- 車両等の固定資産を購入された方はその購入時の明細
- 報酬/料金の支払調書

・給与所得

- 給与所得の源泉徴収票

・控除関係

- 生命保険料控除証明書
- 損害保険料控除証明書
- 1月～12月の国民健康保険領収書
- 1月～12月の国民年金領収書
- 小規模企業共済等掛金控除証明書
- 医療費領収書/通院の費用を記した書類
(生命保険等の補填を受けた場合は内容が分かるもの)
- 扶養者の名前、生年月日を記した書類
- 住宅取得特別控除申告書
- 住宅ローンの残高証明書

その他下記のような特別な事情のある方は、別途書類を用意して頂くことになります。該当する方はお早めに、各担当者にご連絡下さい。

・土地建物を売却した場合

・家を新築もしくは増築または購入した場合

・生命保険、建更などが満期または解約し、保険金を収受した場合など。